

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### ゴルフ会員権の預託金制から株式制へ転換された場合の処理

##### 《内容》

関与先のA社が有する預託金制の会員権15,000千円（入会金3,000千円、預託金12,000千円）について、今回、ゴルフ場運営会社の再建のため、1口の会員権が新規発行株式2株と交換されることになりました。この株式の発行価額は時価としては900千円（1株450千円）ですが、帳簿価額（預託金）12,000千円と900千円との差額11,100千円は、譲渡損失として損金算入ができるのでしょうか。なお、株式制のゴルフ会員権に転換されても、従来どおりプレーをすることができます。

また、A社は、この機会に会員権をその代表者に譲渡することを予定しています。この場合、その譲渡損失は損金として認められるのでしょうか。

### 『答』

- 1 ご質問のケースは、一種のゴルフ会員権のDESと捉えられますので、預託金12,000千円と取得株式の時価900千円との差額11,100千円は、譲渡損失として損金算入できます。
- 2 企業が有するゴルフ会員権を他に譲渡したこと（譲渡相手がその企業の代表者であるか否かを問いません）により生じた譲渡損失の額は、損金の額に算入することができますが、譲渡した事実を立証できる手続きを的確・確実に行っておく必要があります。

### （解説）

- 1 ご質問のA社の事例は、いわゆる一種のゴルフ会員権のDES（債務の株式化）と捉えられます。これは預託金債権の現物出資ですから、その現物出資により取得した株式の取得価額は時価相当額となります（法令119①七）。

したがって、ご質問の場合には、そのゴルフ場運営会社の再建のためでもあり、預託金12,000千円と取得株式の時価900千円との差額11,100千円は、譲渡損失として損金算入できるものと考えます（法基通2-3-14参照）。

なお、入会金の3,000千円（15,000千円-12,000千円）については、損金の額に算入することはできず、新会員権に引き継ぐべきだと考えられます。これは、預託金制から株式制のゴルフ会員権に転

換されたとしても、従来どおりプレーをすることは保証されているからです。つまり、仮に預託金制から株式制への転換にあたり、従来どおりプレーするためには、新たに入会金の支払いを要するというのであれば、その入会金は損金算入できないものと捉えられます。

- 2 企業が有するゴルフ会員権を他に譲渡したことにより生じた譲渡損失の額は、損金の額に算入することができます（法基通9-7-12）。これは譲渡相手はその企業の代表者であるか否かを問いません。

ただ、実務的には企業がその代表者へ譲渡した場合には、その譲渡後もゴルフ場の実体的な利用状況にはあまり変化がないと思われまますから、含み損を出すための譲渡に仮装したのではないかとみられる可能性は大であると想定されます。そうしますと、いかに本当に譲渡があったという事実を立証できるか、という問題になってきますので、譲渡した事実を立証できる手続きを的確・確実にしておく必要があります。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。